

五ヶ瀬町森林整備計画書

自 令和 6 年 4 月 1 日

計画期間

至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日

令和 7 年変更

宮 崎 県

五ヶ瀬町

目次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項.....	3
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	7
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	伐採及び伐採後の造林の届出	
4	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	9
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	14
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	22
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	22
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	23
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	

3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項	28
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
III	森林の保護に関する事項	30
第1	鳥獣害の防止に関する事項	30
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	31
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	32
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
V	その他森林の整備のために必要な事項	33
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	
	付属資料	36
1	市町村森林整備計画概要図	
2	参考資料	
3	宮崎県天然更新完了基準	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、九州のほぼ中央、宮崎県の北西部にあり、宮崎の西の玄関口に位置し、東部は高千穂町、南部は椎葉村、北部から西部は熊本県に接している。南西部から南部、南東部にかけては標高1,200mから1,600m級の山々が連なる一方で、北西部には阿蘇の山々を展望できるなだらかな丘陵地帯が広がっている。総面積は、171.73km²で、地形は全般的に急峻で88.1%を森林が占めている。その山峡部を五ヶ瀬川本流とその支流三ヶ所側が並行して北上し熊本県で合流し、高千穂町や延岡市等を経て日向灘へと注いでおり、この二つの川沿いに大小の集落と狭小な耕地が散在している。

森林資源としては、民有林面積の66%がスギを主体とした人工林となっているほか、特用林産物のしいたけが長年にわたり優秀な品質を保持し、高い評価を得ている。施業については、西臼杵森林組合五ヶ瀬支所や認定林業事業体を中心として行われているが、作業班の高齢化や人材不足が大きな課題となっている。一方で、大型製材工場やバイオマス発電所の本格稼働に伴い、素材生産を主体とした事業体に若者が参入するなど明るい兆しも見えてきたが、人口減少時代を迎え、今後の新たな木材需要の拡大が見込めない状況では、依然として厳しい経営環境であることに変わりない。さらに、森林が所在する環境は、急峻な地形が多いことを考慮し、台風や集中豪雨等に遭っても、災害が起きにくい強い森林づくりを進めることが重要であることに加え、森林や林業に対する意識向上や、林産物の利用・供給拡大を図ることで、生産性の高い山林経営の推進、林業従事者や後継者の確保、人と自然が共生する森林づくりが必要となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進する。

以上をふまえ、森林の有する多面的機能を高度に発揮するうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定める。

ア 水源涵養機能^{かん}

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝、自然公園等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

史跡・名勝、自然公園等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成を考慮した森林整備を推進する。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主採後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意するものとする。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

五ヶ瀬川流域森林・林業活性化センター、県、町、森林組合等の林業事業体及び森林所有者が相互に連携を密にし、関係者が一体となって森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進、林道及び林業専用道等の整備及び木材流通・加工体制の整備などの諸政策を計画的かつ組織的に取り組み、森林施業の合理化を推進する。

II 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、「Iの2の森林整備の基本方針」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進する。

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、本町内に生育する主要樹種ごとに、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、本町の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、本計画で定めるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すものではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ 類	その他の 針 葉 樹	クヌギ ・ ナラ類	その他の 広 葉 樹
本町全域	35年	40年	30年	30年	10年	10年

但し、病害・獣害・その他自然的な要因により標準伐期齢に達しない森林の伐採は、林業普及指導員、森林施業プランナー、森林総合監理士（フォレストナー）等の有識者と協議する。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

立木の皆伐及び択伐の留意点については、下表のとおりとする。

伐採方法の別	留 意 点
皆 伐	主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積に応じて、少なくとも10haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図れる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

人工林の主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行い、本町における主伐の時期は、下表を目安として定めるものとする。

地 域	樹 種	主伐時期の目安	標準的な施業体系		
			生産目標	仕立て方法	期待径級
本町 全域	ス ギ	3 5 年生	一般構造用材	中庸仕立て	2 8 c m
		5 6 年生以上	一般大経材		4 2 c m 以上
	ヒ ノ キ	4 0 年生	一般構造用材	中庸仕立て	2 6 c m
		6 4 年生以上	一般大経材		4 0 c m 以上
	クヌギ ナ ラ	1 0 年生	しいたけ原木	中庸仕立て	1 2 c m

用材向け広葉樹等については、樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な伐採方法において、以下のアからオまでに留意して行うものとする。

ア 森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣地等の重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。

オ 伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）及び、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意するものとする。

3 伐採及び伐採後の造林の届出

伐採に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」及び「五ヶ瀬町伐採及び伐採後の造林の届出及び森林の状況報告に関する事務取扱要領」（令和4年4月制定）を遵守するものとし、森林法第10条「伐採及び伐採後の造林の届出」また、第15条「森林経営計画に係る伐採等の届出書」を町へ提出する。また、保安林や保安施設地区の場合においては森林法第34条に基づき「保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書」等を県に提出する。

4 その他必要な事項

伐採しようとする森林の隣接地に、人家や公共施設等の重要保全対象のある場合等には、地形、地質等林地の状況を勘案した上で一定の保護樹帯を設置する等、大面積の皆伐を避けることとし、自然災害、人的災害等の各種災害が起因しないように伐採残木の処理を適切に行い、伐採跡地についても早期の更新に努めるものとする。

また、伐採に当たっては、事前に隣接所有者との境界確認を行い無断伐採を防止するとともに、森林法以外の許可や届け出が必要ではないか確認を行うものとする。

さらに、伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため町が発行する伐採届旗等を掲示し、無断伐採の未然防止や植栽未済地の抑制を図るものとする。

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

区 分	針広葉樹別	樹 種 名
人工造林の 対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類、カヤ、モミ、イチヨウ、イヌマキ、コウヨウザン
	広葉樹	クヌギ、ナラ、カシ類、ケヤキ、ホオノキ、ヤマグワ、センダン、クスノキ、タブノキ、シイノキ、マテバシイ、ミズメ、ヤマザクラ、イヌエンジュ、クリ、チャンチンモドキ、カエデ類

上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員又は当町の林務担当部局等と相談のうえ、適切な樹種を選定することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率化や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。また、成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努める。

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

樹 種	植栽本数（本/ha）	備 考
ス ギ	1,500 ～ 3,000	
ヒ ノ キ	1,500 ～ 3,000	
ク ヌ ギ	1,500 ～ 3,000	

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員又は当町の林務担当部局等と協議の上、適切な植栽本数を選定することとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理し、伐採木や枝条等の流失には特に留意する。 また、高性能林業機械による伐採・搬出作業を同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など作業工程の効率化に努めるものとする。
植え付けの方法	気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して植付け方法を定めるとともに適期に植え付けるものとする。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用についても取り組むものとする。
植栽の時期	苗木の活着と成長が図られるよう、露地苗・コンテナ苗の特性を活かし、植栽時期の分散を推進するものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間に更新を完了するものとする。

なお、保安林にあっては、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	「宮崎県天然更新完了基準」（平成19年10月宮崎県環境森林部、附属資料2によるものとする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	宮崎県天然更新完了基準によるものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
宮崎県天然更新完了基準によるものとする。	宮崎県天然更新完了基準によるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うものとする。
刈出し	タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うものとする。
植込み	天然更新が不十分な箇所について行うものとする。樹種は林地の気候、地形、土壌条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとする。植栽本数は、天然稚樹の生育状況に勘案して決めるものとする。
芽かき	萌芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、天然更新完了基準で定める方法により行うものとし、更新が完了していないと判断される場合には植栽等により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間に更新を完了するものとする。

なお、更新が完了していないと判断される場合には、植え込み等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めるものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、主伐後の適確な更新を図るため、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林を更新対象地の斜面上方や周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	本表は、森林の区分を「該当なし」と記載するが、適確な更新が行われなければ、森林が荒廃し災害の原因になる等の森林の多面的機能が低下するため、伐ったら植えて育てるサイクルにより、森林資源を持続的に循環利用することが重要となる。 このことを踏まえ、特に木材生産機能維持増進森林及び人家や道路、河川、ため池等に隣接する森林においては、極力、天然更新ではなく人工造林による更新に努めることとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林対象樹種

ア 人工造林の場合

IIの第2の1の(1)による。

イ 天然更新の場合

IIの第2の2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新完了基準により、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定以上の余裕を加えた樹高以上のものについては、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。また、ニホンジカ・ウサギ等による被害に対応するため、鳥獣害防止施設（防護柵）等の整備を図ることとする。

間伐及び保育は、これまで造成してきた人工林を健全な状態で維持していく上で必要不可欠な作業である。このため、地形、気象等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態及び適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、間伐の実施期間、間隔、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	実施すべき標準的な林齢（年）			備考
			初 回	2 回目	3 回目	
スギ	一般構造用材 一般大経材	1,500 ～ 3,000	18～22	25～29	標準伐期 齢以上で間 伐をする場 合は概ね20 年おきに実 施する。	「宮崎県間伐技 術指針」（昭和53 年3月宮崎県林 務部）及び「宮 崎県長伐期施業 技術指針」（平成 20年3月宮崎県 環境森林部）
ヒノキ	スギの施業体 系に準ずる。	1,500 ～ 3,000	20～24	27～31		

間伐の間隔（スギ、ヒノキ共通）	
標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
15年	20年

森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育方法等を勘案して、次のとおりとする。

保育の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
下 刈	スギ ヒノキ クヌギ												
つる切り													
除 伐													

14

保育の 種 類	標 準 的 な 方 法	備 考
下刈	通常年1回、植栽木が被圧されないよう植生の繁茂状況に応じて、適切な時期及び作業方法により雑草木を刈り払う。 また、雑草木の繁茂状況が著しい時は、2回以上実施する。	
つる切り	つる類の繁茂状況に応じ、適切に実施する。	
除伐	造林木の育成が阻害されないよう目的樹種以外の不要木や成木の見込みのない不良木を対象に下刈終了後3～6年頃に1～2回程度実施する。この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するとともに、目的樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存・育成するなど現地の実態に応じて適切に実施する。	
枝打	通常、すそ枝打（手の届く範囲）や枯れ枝落とし等最小限度行うこととするが、優良材生産にあつては、若齢級から生産目標に応じた枝打を行うこととする。	

3 その他必要な事項

上記1及び2によるほか、特に次に示す点に留意することとする。

○間伐

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採率（材積率）は35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後にその樹冠疎密度が10分の8以上に回復するよう行うものとする。

路網整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については風害等に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、実施することとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発根が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入も検討する。

○下刈

標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、植生の繁茂状況に応じて追加して行うこととする。また、雑草木の繁茂が著しく、造林木の成長に悪影響を及ぼす場合は、2回刈りを行うものとする。

○つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

○除伐

目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用樹種は保存し育成するものとする。

○鳥獣被害対策

鳥獣被害対策については、野生鳥獣による樹木等の被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

局地的森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達成することができないと見込まれる森林については、生育状況に応じた間伐又は保育の方法を決定するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法を次のように定めるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業の方法を定める。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源^{かん}地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が^{かん}高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に定めるものとする。

当該森林の区域は別表1に定めるものとする。

イ 施業の方法

伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保することとする。

伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より10年延長することとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢＋10年）

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広葉樹
本町全域	45年	50年	40年	40年	20年	20年

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③に掲げる森林の区域を別表１に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含んだ土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定めるものとする。

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

③ 水源の涵養機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林

「（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」のうち、クヌギ・ナラ類等を主林木とする森林等について定めるものとする。

イ 施業の方法

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべき森林施業方法ごとに別表2に定めるものとする。

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持管理又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの③に掲げる森林においては、伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保することとする。

なお、伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より5年延長することとする。

また、アの①から②までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によって公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林と定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。長伐期施業を適正に実施するため、長伐期施業技術指針等を参考にするものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢＋5年）

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の針葉樹	クスギ・ナラ類	その他の広葉樹
本町全域	40年	45年	35年	35年	15年	15年

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の針葉樹	クスギ・ナラ類	その他の広葉樹
本町全域	70年	80年	60年	60年	20年	20年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等との開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林について、必要に応じて定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定するものとする。

地位	地 利		
	200m以内	200m～500m	500m以上
1	1等地	1等地	2等地
2	1等地	2等地	3等地
3	2等地	3等地	3等地

地位：土壌型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定

地利：路網からの距離から3つに区分

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、以下の条件全てに合致する森林を必要に応じて「特に効率的な施業が可能な森林」として定めるものとする。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

- ①人工林が林班面積の1/2を占める林班
- ②木材等生産機能がHの森林が林班面積の1/2を占める林班
- ③林班の平均傾斜区分が緩又は中である林班
- ④路網(林道及び集落道)からの距離が200m未満の森林

(2) 伐採跡地の人工造林の努力目標

将来に向け、安定的に木材供給を維持していくため、等地ごとに再造林の努力目標を下表のとおり定める。

等 地	再造林の努力目標
1等地	伐採した面積の90%以上
2等地	伐採した面積の80%以上

(3) 施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努めることとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5・6・14・15・19・21・22・24・32・35～39・52・55・57・59・61～65・68～78・80・81・87～91・93・95・106・108・109・135・137・145・146・149・150・152～155・157～160・166・168～176・181～183・187・188・193・195・197・200・208・ 213林班の一部	1,490.49
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	19・24・36～39・52・57・62～64・68～70・72・74～78・80・81・87・88・90・91・93・95・108・109・123・135・150・153～155・157・158・160・168～176・181～183・188・193・195・208 林班の一部	509.41
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3～7・14・15・21・22・24・30・31・35・39・40・43～45・49・50・54～57・59・60・63・64・68～70・ 72～75・77・79・81・82・84～86・88・89・92～94・99・101・102・118・122・126・132・136・140・142・144・145・147・148・150～152・159・160・165・167・178・181～183・185・190・193・194・213 林班の一部	390.72
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1・6～11・14・15・38林班の一部	71.03
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画対象森林の全部	14,000.68
特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表2】

施 業 の 方 法		森 林 の 区 域	面積 (ha)
伐期の延長 をすべき森 林	標準伐期齢+10年	19・21・32・36・37・39・52・55・57・ 62～65・68～72・74～78・80・87～91・ 93・95・106・108・109・137・146・149・ 150・152～155・157～160・166・168～ 176・181～183・187・188・193・195・ 197・200・208・213林班の一部	1,446.43
	標準伐期齢+5年	36・38・39・52・57・62～64・ 68～70・72・74～78・80・87・88・90・ 91・93・95・108・109・123・135・150・ 153～155・157・158・160・168～176・ 181～183・188・193・195・208林班の 一部	496.05
長伐期施業を推進すべき森林		1・3～11・14・15・21・24・30・31・ 34・35・38～40・43～45・49・50・ 54～57・59～61・63・64・68・69・ 70・72～75・77・79・81・84～86・ 88・89・92～94・99・101・102・118・ 122・126・132・140・142・144・145・ 147・148・150～152・159・160・165・ 167・178・181～183・185・190・193・ 194・213林班の一部	478.25
複層林施業 を推進すべ き森林	複層林施業を推進すべき 森林（択伐によるものを 除く）	該当なし	
	択伐による複層林施業を 推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推 進すべき森林		該当なし	

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体への委託を進めるものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約を進める。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の働きかけを行う。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林施業プランナーの養成と併せて、森林所有者情報の共有化や森林GIS等を活用して、自ら森林施業ができない所有者情報を適確に把握し、施業又は森林経営の受託を促進するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者に対し意向調査を行い、森林所有者自らが経営管理ができない森林については、森林経営管理制度に基づき、適切な経営管理を推進する。

なお、経営管理集積計画等の作成にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者は小規模の所有者が多いことから、町や森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備し、森林施業の共同実施、路網の維持運営等について森林所有者間の合意形成に努め、施業実施協定の締結等により確実な実施を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模かつ高齢の森林所有者が多い本町では、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。このため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の計画的整備を図るとともに、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合及び林業事業体に委託することにより、計画的な森林施業を推進することとする。

その他、森林所有者に対し、地区集会等の機会を通じて森林整備等の重要性を周知するとともに、林業経営に対する参画意欲の拡大を図り、施業の共同化を促すこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画の共同作成者全員により各年度当初に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者による実施管理を行うこととし、伐期を向かえた林分は計画的な主伐及び再造林、育成すべき森林は適切な保育を実施する。加えて、施業は可能な限り共同で又は林業事業体等への共同委託により実施することとする。

作業路網その他の施設の維持運営は共同により実施することとする。

共同作成者の一部が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすることとする。

共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

木材の搬出を伴う間伐の実施や多用な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網とし、その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）するものとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた路網密度及び作業システムを構築することとし、下表を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備するものとする。

区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地(0° ～15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地(15° ～30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地(30° ～35°)	車両系作業システム	16以上	44以上	60以上 <50>
	架線系作業システム	16以上	4以上	20以上 <15>
急峻地(35° ～)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

注：急傾斜地の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、傾斜、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ、概略図のとおりとする。

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）又は、「林業専用道作設指針」（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）等に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとする。

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長(m)	箇所数 (箇所)	利用区 域面積 (ha)	うち 前半 5年分	対図 番号	備 考
開設	自動車道		桑野内	栗の谷	300		94		20012	
			鞍岡	大平	100		92		4928	
			三ヶ所	屋所	100		148		4930	
			三ヶ所	坂本	100		83		20013	
			三ヶ所	杉の越	100		94		4844	
			三ヶ所	赤土岸山	100		191		20014	
			三ヶ所	大亀	100		41		5817	

開設	自動車道		鞍岡	大石の内	100		184		4849	
			鞍岡	朝の戸	100		280		20015	
			鞍岡	内笠部	100		50		20016	
			三ヶ所	舟の谷	300		101		4851	
			三ヶ所	鴨の戸	100		52		20017	
			三ヶ所	高畑	100		50		20018	
			三ヶ所	長原	100		63		20019	
			鞍岡	一の瀬	100		37		20020	
			鞍岡	古賀	100		38		20021	
			桑野内	榊形山支	300		47		4919	
		指定林道	三ヶ所・鞍岡	岩神・大石	5,000		724	○	2825	
			桑野内	榊形山	300		109		4918	
			三ヶ所	夜狩内	200		69		4846	
		林業専用道	鞍岡	原目	100		20		20022	
		林業専用道	桑野内	土生	100		23		20023	
林業専用道	三ヶ所	戸川	100		30		20024			
計				8,100						

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長(m)	箇所数 (箇所)	利用区 域面積 (ha)	うち 前半 5 年分	対図 番号	備 考
拡張	自動車道		三ヶ所	戸根川	2,000	5	786	○	2809	改良・ 舗装
			三ヶ所	笹の越		2	176		4839	改良
			三ヶ所	諸塚山		1	2,094		1615	改良
			三ヶ所	杉の越	500	1	94		4844	改良・ 舗装
			三ヶ所	大石	600		67		4841	舗装
			三ヶ所 ・鞍岡	大石越	1,000	10	1,389	○	1806	改良・ 舗装
			三ヶ所	内の口	1,000	2	35	○	3814	改良・ 舗装
			三ヶ所	尾平	4,000	10	1,029	○	1807	改良・ 舗装
			桑野内	榊形山	3,500	15	109		4819	改良・ 舗装
			三ヶ所	舟の谷	2,000	1	101		4851	改良・ 舗装
			鞍岡	荻原・波帰	5,000	40	1,620	○	1814	改良・ 舗装
			鞍岡	大平	2,500	1	92		4928	改良・ 舗装
			三ヶ所	屋所	4,200	30	148	○	4930	改良・ 舗装
			三ヶ所	鴨の戸	500		52		30005	舗装
			三ヶ所	小原井	1,600		103		3910	舗装
			三ヶ所	丹波山	500	1	38	○	5806	改良・ 舗装
			三ヶ所 ・鞍岡	岩神・大石	4,000		708	○	2825	舗装
			三ヶ所	川曲	100	1	44		4837	舗装・ 改良
			鞍岡	白滝	2,000	5	301			舗装・ 改良
			桑野内	榊形山本	1,000	5	131			舗装・ 改良
拡張計					36,000	130				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月2日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持・管理するものとする。

（２）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

これまでも本町では、所有形態が小規模である森林について、きめ細かな森林施業を実施するため、基幹道からの支線としての作業路開設を推進してきたところである。

今後も、国が定める「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本とし、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）等に基づき、路線の選定や適正路面勾配の検討を十分に行うとともに、工事に際しては法面整形の徹底に留意しながら、必要に応じて木柵工の設置や種子吹付けを行うなど、土砂流出防止に万全を期し整備を推進することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」や「宮崎県作業道等開設基準」、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適切に維持・管理するものとする。

４ その他必要な事項

素材生産コストの低減に必要な山土場、中間土場、高性能林業機械等保管庫、土捨場等を整備するものとする。

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
土捨場	鞍岡（小川）	20,000 m ³	1	
土捨場	鞍岡（笠部）	30,000 m ³	2	
土捨場	三ヶ所（大石）	30,000 m ³	3	
土捨場	三ヶ所（岩神）	30,000 m ³	4	

注1 施設の種類の欄は、木材の合理的な搬出等を行うために必要とされる施設（山土場、機械保管庫、土捨場等）の名称を記載する。

注2 対図番号欄は、一連の番号を記載する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林家の大部分は農業やしいたけ等の特用林産との複合経営がほとんどであり農業振興策とともに、林業労働者の育成対策を進めることが重要である。従って、森林の施業又は経営の長期委託や、森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、林道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、伐採時期を迎える森林においては、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合等の作業班を拡充することにより、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

なお、林業労働者及び林業後継者の育成及び確保方策は次のとおりとする。

○林業従事者の養成・確保

就業相談会の開催、就業体験等の実施、「みやざき林業大学校」における知識や技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による新規就業者の確保や、現場技能者に対する知識・技術の習得のための研修や高性能林業機械オペレーターの養成研修の実施など段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れの検討等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入等や労働安全対策の強化等による労働環境の改善を図る。

また、林業研究グループ等の先導的活動への支援や経営・技術等に関する研修の実施等により、経営感覚に優れた地域の次の世代を担う林業後継者の育成に努めるものとする。併せて、I・Uターン者の受入れを可能とする住居や働く場所の確保、研修費や生活費等の支援といった制度・環境整備に向けた検討を行う。

○林業事業体の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（公布日：平成8年5月24日）に基づき意欲ある事業体の認定を支援するとともに、認定した事業体に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、生産性の向上などの事業合理化や雇用改善等を推進するものとする。

また、森林組合と林業事業体の事業連携や林業事業体の法人化・協業化の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体を育成する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械導入の促進に関する事項

本町の森林は、主伐期を迎える人工林が急速に増大している。また、林業従事者の減少及び高齢化が続く中、生産性の向上及び労働環境の改善を図ることが必要となっており、林業機械の導入及びその有効活用を更に進めることは重要な課題である。

なお、高性能林業機械の使用にあたっては、特に林地の保全に留意するとともに、宮崎県が作成した「環境に配慮した効率的な高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」等を参考にすることとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状	将来
伐倒 造材 集材	緩傾斜	チェーンソー、スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ	チェーンソー、スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ
	急傾斜	チェーンソー、プロセッサ、集材機	チェーンソー、プロセッサ、集材機、スイングヤーダ
造林 保育等	地拵え 植栽	チェーンソー、刈払機、唐クワ	チェーンソー、刈払機、唐クワ、ディブル、エンジン付きオーガ（穴掘り機）
	下刈り 除伐	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機
	間伐	チェーンソー、グラップル、プロセッサ、フォワーダ	チェーンソー、グラップル、プロセッサ、フォワーダ、スイングヤーダ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は次のとおりとする。

林産物の生産（特用林産物）流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
製材工場	高畑	1,000m ³	1	高畑	1,000m ³	1	
製材工場	道の上	3,000m ³	2	道の上	3,000m ³	2	
木材市場	岩神	32,000m ³	3	岩神	50,000m ³	3	
バイオマス施設	広木野	400m ³	4	広木野	800m ³	4	

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により、被害を受けている森林及び被害の生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣の防止の方法について、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア、又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。その際、対象鳥獣がニホンジカ、ウサギの場合は、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うものとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、町の鳥獣被害防止計画を基に鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

対 象 鳥 獣 の 種 類	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
ニホンジカ・ウサギ	全域	14,000

2 その他必要な事項

鳥獣害防止区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う事業者や森林所有者等から情報収集や巡回調査などにより鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努めるほか、防護柵の維持管理への支援やツリーシェルターの試験的導入を検討する。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

保安林等公益的機能の高い森林について重点的に森林の巡視を実施し、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

また、新たに発生する森林病虫害については、情報把握や防除方法等の状況提供に努めるものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、被害の実態及び原因を把握し、被害対策を講じるとともに被害跡地の復旧に努めるものとするほか、既存のネットより網目の細かいものの試験的導入を検討する。

林業採算性の低い奥地森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進するものとする。

また、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、個体数管理等を行うものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、山火事防止パレード等による町民への発生防止の啓発活動を行うとともに、森林巡視等を適宜実施することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「五ヶ瀬町火入れに関する条例」(昭和59年12月18日五ヶ瀬町条例第20号)に基づき申請し、申請どおりに実施するものとする。また、着火する際には、必ず風下かつ山頂部から行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は老齢林等のため被害を受けやすいものであって地理的条件からみて伐採が容易なものについて、町長が個別に判断し伐採を促進するものとする。

また、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等についても、伐採を促進することにつき、町長が個別に判断するものとする。

(2) その他

森林所有者等による、日常の巡視等を通じて、森林の保護、管理等に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画するよう指導を行うものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

森林経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を下表のとおり設定する。

【別表4】

区域名	林班	区域面積 (ha)
桑野内	1～26	1,625.88
三ヶ所	27～51 117～135	2,164.69
坂 本	53～113 52・114～116	4,284.53
鞍 岡	136～214	5,961.35

2 生活環境の整備に関する事項

森林資源の多面的な活用には、林道網をはじめとした林業基盤の整備は欠かすことが出来ない。また、森林整備を行う担い手の定住促進を図るためには、生活環境を整備する必要がある。

そこで各種制度事業を有効に活用し、林道の開設や生活道も兼ねた集落林道の改良により、林業基盤整備を行う。用排水整備、防災安全施設等の整備を行い、若年層の定住促進や山村と都市との交流を活発にし、魅力ある山村づくりを目指す。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町ではこれまで各種制度事業を取り入れ地域振興の施策を講じ、その結果、道路網を始めとした多くの公共施設が整備されてきた。しかしながら、人口流出に歯止めはかからず、あわせて高齢化の進行、さらには地域経済の低迷など課題は山積している。

一方、近年中山間地域へは、食糧・木材の供給、国土保全の場及び下流域への水源涵養の地としての役割はもとより、交通通信網の整備や人々の価値観の多様化を背景に、新しい役割を担う空間としての期待が高まっているほか、地域に残る美しい自然・空間の価値も見直されてきている。この自然環境を守り、育て、確実に次世代へと引き継いでいくことが今世代の視点として求められている。加えて、このような自然環境を地域資源として住民が積極的・効果的に活用し、新たな産業を創出することで、地域の持続的な発展が可能となる。

以上をふまえ、第6次五ヶ瀬町総合計画（令和3年度～令和12年度）とも連携し、次に掲げる視点に立った施策を講じ、「農山村」「過疎」といったマイナスなイメージを逆手にとった、総合的な基盤整備を進める。また、この施策に「新たな暮らし」の視点を加え、五ヶ瀬ならではの活力あるまちづくりを推進し、低炭素社会の実現に向けた取組みを五ヶ瀬から発信していく。

- ①地球温暖化防止及び脱炭素社会の実現に係る施策
- ②循環型社会に係る施策
- ③再生可能エネルギーに係る施策
- ④環境教育及び意識啓発に係る施策
- ⑤森林資源等を活用した交流及び人口減少対策に関する施策

（具体的事項として、林地残材等の木質バイオマス利用の普及拡大及びその安定的供給システム構築に向けた検討と基盤整備を行い、循環型社会の実現や林家の所得向上を図る。）

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状(参考)		計 画		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
五ヶ瀬の里 キャンプ村	三ヶ所	管理等 1棟 バンガロー 8棟 コインシャワー 4室 駐 車 場 1式	三ヶ所	管理等 1棟 バンガロー 8棟 コインシャワー 4室 駐 車 場 1式	1
向坂山森林公園	鞍岡	スキーセンター 1棟 パークシグセンター 1棟 ゲレンデ 1式	鞍岡	スキーセンター 1棟 パークシグセンター 1棟 ゲレンデ 1式	2

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林での体験学習が行える場の整備のほか、福祉や教育分野とも連携し、多様な人材が楽しめる木育メニューの開発、それを可能とする人材育成に取り組む。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

五ヶ瀬川は、本町をはじめ下流の延岡市の水源として、重要な役割を果たしている。このようなことから、同市と平成 22 年 1 月に締結した「定住自立圏形成協定書」を基に、下流の住民団体等へ分収造林契約を利用した水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働きかけを行う。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における町森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備 考
			森林意向調査全体計画策定（令和 2 年度） 森林意向調査開始年度（令和 3 年度～）

7 その他必要な事項

伐採後放置されている林分や間伐が不十分な林分で森林の多面的機能が十分に発揮されないことが懸念される箇所については、公有林化を検討するとともに、その実施にあたっては「森林・山村対策」による公有林化の推進支援措置を積極的に活用し、適切な森林整備の推進を図るものとする。

森林組合、林業事業体、林業研究グループ、林業普及職員、森林所有者、森林管理署等の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、啓発活動に努めるとともに、町全体の発展方向に十分留意しつつ、国、県等の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等の積極的活用により、適切な森林整備の推進を図るものとする。

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従った森林施業を行うものとする。

また、次の事項にも取り組むこととする。

(1) 森林保険への加入促進

森林組合と連携して加入促進を図るものとする。

(2) 国有林の利活用に関する事項

町内の国有林は、森林生態系保護区域及び国定公園第 3 種地域特別地域に指定され、貴重な天然林と野生動植物を有している。この条件を活かした都市との交流を促進しつつ、森林レクリエーションや文化的活動等の活用を要望していくこととする。

(3) 町有林の整備

町有林は、人工林を中心とする 3 6 5 ha の森林を有しており、多くが標準伐期齢を迎えている。今後とも森林組合への委託により適切な保育管理を実施し公有林としての森林資源や公益的機能の維持増進を図る観点から適切な整備に努めていくこととする。

(4) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

九州発祥の地と言われる祇園山や、白滝の紅葉は美しく観光客も多いことから、周辺の施業においては環境・景観の保全に努める。

(5) 国土保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

五ヶ瀬川水系の最上流地域であり、水土保持機能が高く五ヶ瀬川流域の水源として重要であることから森林の保全に努める。

(6) 各協議会等との連携強化に関する事項

五ヶ瀬川流域森林・林業活性化センターと連携して伐採パトロールを実施し、路網開設、伐採方法、林地残材の処理等について指導するとともに循環型林業を推進する。

また、その他関係機関との連携強化により林業の成長産業化、持続可能な林業の構築を推進する。

付属資料

- 1 市町村森林整備計画概要図
- 2 参考資料
- 3 宮崎県天然更新完了基準